

日付	内容
11月15日（水）	東京都内の公園のイベントで来場した方が配布していた「グミ」を食べた方が体調不良を訴え、このグミに大麻由来成分に類似した合成化合物（以下「HHCH」という。）が含まれている可能性がある旨の報道
11月17日（金）	本県で報道されているような「大麻グミ」を販売している可能性のある店舗確認 ⇒厚生労働省へ報告
11月21日（火）	報告した店舗へ厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部（以下「麻薬取締部」）と合同立入検査し、販売している製品からHHCHが含まれる可能性のある製品を確認。 当該製品に <u>検査命令および販売等停止命令</u>
11月22日（水）	HHCHを指定薬物として指定（施行は10日後）
12月2日（土）	医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止する規定が施行
12月6日（水）	麻薬取締部と合同立入検査 規制対象外であったHHCP（上記「HHCH」の類似成分）を含有する製品の販売は行っていないことを確認
12月27日（水）	HHCPについても規制できるよう物質群※を指定薬物として指定（包括指定）（施行は10日後）
令和6年1月6日（土）	医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止する規定が施行

※省令名：6a, 7, 8, 9, 10, 10a-ヘキサヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-6H-ジベンゾ[b, d]ピラン-1-オールの3位に直鎖状アルキル基（炭素数が3から8までのものに限る。）が結合する物であって、1位、3位及び6位以外にさらに置換基が結合していないもの及びこれらの塩類（HHCPが含まれる。）